

八代市公告第 64 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 5 年 8 月 24 日付け八代市公告第 122 号で公告した八代農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 13 日

八代市長 中村 博生



1. 縦覧場所：八代市役所農林水産政策課